

議案第30号 小松島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方自治法の一部改正により生じる条ずれを解消するための改正を行うもの。

小松島市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。</p>	<p>改正</p>